

1 審議の経過

当委員会は、上野原市長から令和3（2021）年11月15日付けで、次の諮問を受けた。

今後の上野原市における情報通信環境等を見据えた情報通信基盤事業の在り方に関すること。

- ① 情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業の継続及び見直しについて
- ② 前項の検討結果を踏まえ、老朽化等が懸念される設備の更新の必要性について
- ③ 前項の検討結果を踏まえ、当該設備等を利用したサービス及び当該サービスに合った設備の更新等について

当委員会では、令和3（2021）年11月15日から令和4（2022）年5月24日にかけて、全7回の委員会を実施し、上野原市の人口推移と財政状況等、地域特性、各事業の利用状況のほか、国の方針や情報通信の技術動向、他自治体の動向等、多角的な視点での議論を行った。

2 答申の前提

当委員会では、まず情報通信基盤事業における上野原市の役割を確認しつつ、老朽化等が懸念される設備（ONU、OLT、音声告知端末、告知放送設備）の更新の必要性について、令和元（2019）年度に実施された「光伝送路設備等に係る調査業務」の報告書や、CATV 事業に関する技術やサービス等の動向を踏まえて、議論を行った。

老朽化等が懸念される設備について、上野原市が所有する一体型 ONU 等はすでに製造を中止しており、修理対応も終了している。

これらを踏まえて公平性・公正性を確保しながら審議した結果、上野原市の現状を踏まえて、上野原市及び市民にとって最も適当であると考えうる以下の答申を行うこととした。

3 諮問事項に対する見解

(1) 総論

まず、情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業について、上野原市では現行事業者又は要件を満たした新規参入事業者（以下「CATV 事業者」をいう。）によるテレビサービス事業及びインターネットサービス事業が市内全域で継続されることが適当であると考えられる。一方で、上野原市は、老朽化等が懸念される設備の更新を以て音声告知サービス事業を中止することが適当であると考えられる。

また、老朽化等が懸念される設備更新の必要性について、CATV 事業者によるテレビサービス事業及びインターネットサービス事業を実施するためには、設備更新が必要であるものの、設備更新を機に ONU の所有区分を見直すとともに、老朽化等が懸念される設備の更新は、CATV 事業者が自らの事業を実施するために必要な設備として更新することが適当であると考えられる。

当該設備等を利用したサービス及び当該サービスに合った設備の更新等について、テレビサービス事業では山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた現状の視聴環境が維持されること、インターネットサービス事業では現在の通信速度の水準を維持しつつ、将来的な通信量の増加を見越し、利用者にとって支障がないよう、時代に応じた適切な通信速度及び通信環境の維持に努めることを CATV 事業者に求める基本的な水準として、CATV 事業者が自社のサービスを提供するために必要な設備を通信量の実態等に合わせて選択して更新すべきである。

今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者に対しては、現行以上のサービスが実施できること、機器の更新を行うことができること、安定的にサービスが提供できること等を要件とすべきと考えられる。

なお、上野原市は、情報通信基盤事業の継続性と設備等の老朽化を踏まえつつ、光ファイバケーブル等の IRU 契約*の主旨に鑑み、現行の事業者である(株)上野原ブロードバンドコミュニケーションズ（以下「UBC」という。）の方針等を確認する一方で、必要な情報収集等を行い、事業者を求める具体的な要件等を検討していくべきと考えられる。その上で、今後の長期的な IRU 契約については、必要な仕様（サービスレベル）や要件等を定めて情報通信基盤事業運営に係る企画提案の公募等を行うなど、契約プロセスの透明性、公平性や公正性を確保した方法により事業者を選定した上で進めるべきである。

* IRU 契約…破棄し得ない使用权 (IRU: indefeasible right of user) は契約 (協定) によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な「線路設備」の使用权のことを指し、原則、使用契約期間は長期間 (10 年以上) となる。

(2) 各諮問事項に対する個別の見解

① 情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業の継続及び見直しについて

当委員会では、上野原市として情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業を継続すべきか、見直しをするべきかを検討し、テレビサービス事業、インターネットサービス事業、音声告知サービス事業についての見解を次のとおり整理した。

1) テレビサービス事業

結 論

上野原市では、CATV 事業者によるテレビサービス事業が市内全域で継続されることが適当であると考えられる。

委員意見

上野原市におけるテレビの視聴環境について、現在は UBC のテレビサービスを利用することで、市内全域で地上デジタル放送を視聴することが可能となっている。一方、市内の主要地区（上野原地区・コモアしおつ地区）などでは、藤野中継局の電波を受信もしくはコモアしおつ管理組合に加入することで、首都圏の主要な放送局（チャンネル）の受信が可能となっている。また、それ以外の地区では、市内に設置された4つの中継局の電波を受信することで、山梨を放送エリアとしているテレビ局（4局）の放送を視聴することが可能であるが、一部地区では中継局の電波を受信することができず難視聴エリアが生じている可能性がある。

こうした前提の下、まずは市民にとって望ましいテレビの視聴環境について議論したところ、上野原市ではアナログ放送時代から山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた視聴環境であり、地上デジタル放送移行後も同様のチャンネル数が視聴できる環境を市内全域で維持していたこと、県内他自治体でもCATV事業者が山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた視聴環境を整備しており、いずれの地域でも高い加入率であること等から、上野原市においても山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた視聴環境が維持されるべきとの結論に至った。

次に、テレビサービス事業の中止及び事業エリアの見直し等についても議論を行った。テレビサービス事業を中止した場合は、中継局の電波を受信することができない難視聴エリアが発生する恐れがあるため、市民に混乱が生じてしまうことが懸念されるほか、市内で共聴組合の維持が困難となった地域でも円滑に移行する手段が確保されなくなることが懸念される。また、事業エリアを市内全域から見直した場合は、現状では山梨を放送エリアとしているテレビ局（4局）の放送しか視聴できなくなるエリアが生じる可能性があること、市内でCATV事業を行う民間事業者が採算を確保することが困難になることが想定される。なお、藤野中継局の電波を受信できるエリアにおいても、UBCのテレビサービス利用率が高い状況である。

これらのことから、上野原市では、CATV 事業者によるテレビサービス事業が市内全域で継続されることが適当であると考えられる。

なお、全国的には CATV 事業における回線を同軸ケーブルから光ファイバケーブルに移行する動き（FTTH 化）がみられるが、県内の他自治体では郡内地域を中心に同軸ケーブルでのテレビ視聴環境が整備されている（FTTH 化が済んでいない）地域もある。このような中、上野原市では市内全域に光ファイバケーブルを敷設しているため、これらのインフラを有効かつ適切に活用していくべきであるとする。

2) インターネットサービス事業

結 論

上野原市では、CATV 事業者によるインターネットサービス事業が市内全域で継続されることが適当であると考えられる。

委員意見

上野原市におけるインターネットサービスの利用環境について、現在は市内の主要地区（上野原地区・コモアしおつ地区）では NTT 東日本フレッツ光に加入することができるが、それ以外の地区では UBC 以外的高速ブロードバンドサービスが提供されていない状況にある。また、上野原市では市民の要望を受けて、NTT 東日本のフレッツ光未整備地域へのエリア拡大について NTT 東日本と協議を進めており、整備エリアが拡大する可能性もある。

こうした前提の下、上野原市でインターネットサービス事業が継続されることについて、上野原市にとってのメリット・デメリット、CATV 事業者の事業環境、情報通信の技術動向、他自治体の動向等を踏まえて、議論を行った。

インターネットの利用状況について、山梨県内における個人の利用率は 9 割を超えており、60 歳以上の高齢層でも利用率が上昇している。また、全国的にテレワークを導入する企業が増加しているほか、GIGA スクール構想等で教育現場においてもインターネットの重要性が高まっている。このような中、上野原市においては UBC のインターネットサービスの利用者数が年々増加傾向にあり、市民の生活にとってインターネットの重要性は高まってきていると考えられる。また、上野原市が重点的に取り組みを進めている移住促進においても、移住を検討する際に高速なインターネットの利用環境が整備されていることが重要な要素と考えられ、今後の上野原市の発展を考える上でも、市内全域で有線による高速なインターネットサービスを利用できる環境を維持していくことが望ましいと考える。

一方、総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」が令和 3（2021）年 12 月に公表した最終とりまとめ（素案）では、FTTH 等のブロードバンドサービスを電気通信事業法における「基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるため、あまねく

日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務)」の新たな類型として位置付けることが適当である旨が示されており、国の方針として有線（光ファイバ）による高速ブロードバンドサービスの整備を進めていく方針であることが窺われる。また、将来的には5G、次世代のWi-Fiなどの無線が主流となれば、有線（光ファイバ）によるインターネットサービス事業を無線によるサービスで代替できるようになり、上野原市内のNTT東日本フレッツ光エリア外を無線で整備することも考えられるが、現時点では無線ではアップロードの回線速度が遅いなどのデメリットもあるため、基本的には有線（光ファイバ）を主体とした高速ブロードバンドサービスを維持していくべきであると考えられる。

上野原市内においては、NTT東日本フレッツ光の整備エリアが拡大される可能性はあるものの、CATV事業者が実施するインターネットサービスの事業エリアとNTT東日本フレッツ光の整備エリアが重複したとしても、市民にとって選択肢が増えること、民間事業者の競争により一層の創意工夫が期待されること、NTT東日本フレッツ光整備エリアを事業エリア外とした場合にCATV事業者の採算確保が難しくなることが懸念されること、県内他自治体でもNTT東日本フレッツ光の整備エリアとCATV事業者の事業エリアが重複している事例があること等を鑑みると、上野原市内では、CATV事業者によるインターネットサービス事業が市内全域で継続されることが適当であると考えられる。

3) 音声告知サービス事業

結 論

上野原市は、老朽化等が懸念される設備の更新を以て音声告知サービス事業を中止することが適当であると考えられる。

なお、音声告知サービス事業で行っていた情報発信は、情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業とは切り離して、適切な代替措置を検討すべきである。また、代替措置の検討にあたっては、高齢者等に対する配慮を十分に行うとともに、市民にとって不都合が極力生じないよう、十分な対策を講じることが望ましい。

委員意見

上野原市における音声告知サービスの利用環境について、現在はUBCが貸与する音声告知端末を設置することで、市民は上野原市から発信される行政・防災情報等を無料で受信することができる。音声告知端末は、災害時などには一時的に利用数が上昇するなど、特に防災行政無線の補完的役割を担っている。一方で、定時放送等の情報発信は少なく、現状、双方向での利用は実施されていない。

こうした前提の下、まずは音声告知サービスを取り巻く環境について整理したところ、サービスを開始した当初は市民への情報伝達手段として先進的な事業であったが、現在は携帯電話やスマートフォンが広く普及し、幅広い年齢層がインターネットを利用するなど、情報伝達の手段や媒体が大きく変化しており、上野原市が音声告知サービスで発信

している情報については、基本的にはホームページ、広報誌、SNS、防災行政無線電話対応サービス、行政防災メール等の様々な媒体で発信がされている。防災行政無線を補完する代替手段も増えており、音声告知端末を使用しなくてもインターネットで音声告知を行うことが技術的には可能であるほか、県内の他自治体でもタブレット端末等で情報を配信しているところがある。

また、音声告知サービスは音声告知端末が設置されている場所（自宅等）でないと情報を聞くことができず、外出している場合や災害時に避難しなければならない場合には、情報を伝達できないことも想定される。一方、スマートフォンやタブレット端末への配信であれば、場所を選ばず情報を確認できるなど、利便性にも優れている。

上野原市で音声告知サービス事業を継続しない場合、各世帯に設置している ONU の更新をテレビサービス事業やインターネットサービス事業を利用する世帯のみとすることができる（サービスを利用する世帯のみの更新となる）ため、機器更新を行う際の負担を軽減できることが想定される。また、全国の自治体では音声告知サービス事業を終了して代替手段に切り替えるところが複数出てきている。

これらのことから、上野原市は、老朽化等が懸念される設備の更新を以て音声告知サービス事業を中止することが適当であると考えられる。

なお、音声告知サービス事業で行っていた情報発信は、情報通信基盤整備事業設備等を活用した事業とは切り離して、適切な代替措置を検討すべきである。また、代替措置の検討にあたっては、スマートフォンやタブレット端末等を使用できない高齢者等に対する配慮を十分に行うとともに、老朽化等が懸念される設備の更新を実施するまでの期間に段階的に代替していく事業をモデル的に進めるなど、市民にとって不都合が極力生じないよう、十分な対策を講じることが望ましい。

② 老朽化等が懸念される設備の更新の必要性について

上野原市内のテレビ視聴環境及びインターネット利用環境を維持していくにあたって、老朽化等が懸念される設備の更新の必要性を検討し、テレビサービス事業、インターネットサービス事業、音声告知サービス事業についての見解を次のとおり整理した。

1) テレビサービス事業

結 論

設備更新を機に ONU の所有区分を見直すとともに、老朽化等が懸念される設備の更新は、CATV 事業者が自らの事業を実施するために必要な設備として更新することが適当であると考えられる。

委員意見

まずは老朽化等が懸念される設備の更新の必要性について議論を行った。上野原市内には光ファイバケーブルが全域に敷設されており、市民が山梨の放送局と東京キー局を視聴できる環境を市内全域で維持していくために、CATV 事業者が光ファイバケーブルを活用してテレビサービス事業を実施できるように、設備の更新を進めていくべきとの結論に至った。

次に、ONU を更新すべき主体についても議論を行った。ONU は CATV 事業者が自社の事業を実施するために必要となる機器であるため、一般的には CATV 事業者が整備して所有するものである。また、CATV 事業者が ONU を所有していない場合、設備の更新や性能向上等を自社の裁量で円滑に行うことができないため、上野原市が ONU を所有している現状は、いびつな状態である。

上野原市の役割としては、CATV 事業者がテレビサービス事業やインターネットサービス事業を実施するための基盤を整備することであると整理できる。つまり、上野原市は、CATV 事業者が事業を行うための基盤を整備するために、所有する光ファイバケーブル及びクロージャ等を貸与することが役割であると考ええる。また、上野原市内では UBC のテレビサービス以外にも自宅のアンテナ設置や共聴組合によってテレビを視聴している世帯も多いため、CATV 事業者が行うテレビサービス事業を実施するための設備を上野原市が更新することは、公平性の観点からも望ましくない。

これらのことから、情報通信基盤整備事業を実施した当時は上野原市が ONU を含めた設備を整備して所有した経緯はあるものの、設備更新を機に ONU の所有区分を見直し、ONU の更新についても CATV 事業者が自らの事業を実施するために必要な設備として更新することが適当であると考えられる。

なお、設備の更新に際して、上野原市は、CATV 事業者が円滑に更新を進められるよう、整備当時の経緯等を踏まえつつ、CATV 事業者と十分な協議を行い、CATV 事業者への補助金や貸付、利子補給等の限定的な支援を実施することを、必要に応じて検討する

べきである。

2) インターネットサービス事業

結 論

設備更新を機に ONU の所有区分を見直すとともに、老朽化等が懸念される設備の更新は、CATV 事業者が自らの事業を実施するために必要な設備として更新することが適当であると考えられる。

委員意見

まずは老朽化等が懸念される設備の更新の必要性について議論を行った。インターネット利用環境を整備するための技術としては、地域 BWA など無線による手法も考えられるものの、有線と比べて通信速度等の安定性が劣ることが懸念されること、また、地域 BWA などの無線はあくまで将来的に発展する見込みのある技術であることから、現段階では市内全域に敷設された光ファイバケーブルを有効に活用して、CATV 事業者がインターネットサービス事業を実施できるように、設備の更新を進めていくべきとの結論に至った。

次に、ONU を更新すべき主体についても議論を行った。テレビサービス事業での議論と同様に、CATV 事業者が ONU を所有していた方が自社の事業を行う上で望ましいこと、上野原市の役割は基盤を整備すること等を踏まえると、インターネットサービス事業においても、情報通信基盤整備事業を実施した当時は上野原市が ONU を含めた設備を整備して所有した経緯はあるものの、設備更新を機に ONU の所有区分を見直し、ONU の更新についても CATV 事業者が自らの事業を実施するために必要な設備として更新することが適当であると考えられる。

なお、設備の更新に際して、上野原市は、CATV 事業者が円滑に更新を進められるよう、整備当時の経緯等を踏まえつつ、CATV 事業者と十分な協議を行い、CATV 事業者への補助金や貸付、利子補給等の限定的な支援を実施することを、必要に応じて検討するべきである。

また、上野原市では、NTT 東日本フレッツ光未整備地域へのエリア拡大について NTT 東日本と協議を進めているが、現在は上野原地区及びコモアしおつ地区以外では NTT 東日本フレッツ光を利用することができず、また、地理的条件等によってはエリア拡大に至らない可能性もある。そのため、上野原市は、CATV 事業者が市内全域でインターネットサービス事業を展開できるよう、所有する光ファイバケーブル及びクロージャ等を貸与し、地理的条件の悪い地域への対応を実施していくべきである。また、NTT 東日本と協議により未整備地域の一部もしくは全域でエリア拡大が図られることになったとしても、山梨県内では各地域で NTT 東日本と CATV 事業者の双方がインターネットサービス事業を行っており、多くの県民は NTT 東日本と CATV 事業者を選択できる環境となって

いるため、上野原市においても、市民にとって複数のインターネットサービス事業者を選
択できる環境を作ることになり、市民サービスの向上に資するものとする。

3) 音声告知サービス事業

結 論

老朽化等が懸念される設備の更新を以て音声告知サービス事業を中止することが適当
であると考えられるため、上野原市が設備の更新を行う必要性はない。

委員意見

音声告知サービス事業は諮問事項1の答申で「老朽化等が懸念される設備の更新を以
て音声告知サービス事業を中止することが適当である」としているため、事業を中止する
場合には、上野原市が設備の更新を行う必要性はないと考える。

③ 当該設備等を利用したサービス及び当該サービスに合った設備の更新等について

上野原市が IRU 契約 で CATV 事業者に光ファイバケーブル等を貸与し、老朽化等が懸念される設備の更新を CATV 事業者が行って実施する事業について、上野原市が CATV 事業者に対して求めるべきサービスや設備の水準等を検討するとともに、上野原市及び近隣自治体で CATV 事業を行う事業者等へのヒアリングを実施し、テレビサービス事業・インターネットサービス事業の水準及び設備並びに今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者の要件についての見解を次のとおり整理した。

1) テレビサービス事業・インターネットサービス事業の水準及び設備について

結 論

テレビサービス事業においては、山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた視聴環境が維持されるべきと考えられる。また、インターネットサービスにおいては、現在 UBC が実施しているインターネットサービスの通信速度の水準を維持しつつ、将来的な通信量の増加を見越して、利用者にとって支障がないよう時代に応じた適切な通信速度及び通信環境の維持に努めるべきと考えられる。

委員意見

テレビサービス事業において上野原市が求めるべき水準は、諮問事項 1 に対する委員意見のとおり、山梨の放送局と東京キー局を組み合わせた視聴環境が維持されることであるとされる。なお、BS・CS の 4K・8K 衛星放送等への対応については、基本的には視聴希望者がアンテナ等を設置することで視聴できるものであり、CATV 事業者は自社のサービスとして実施するか選択すればよい。

インターネットサービス事業において上野原市が求めるべき水準は、現在 UBC が実施しているインターネットサービスの通信速度の水準を維持しつつ、将来的な通信量の増加を見越して、利用者にとって支障がないよう時代に応じた適切な通信速度及び通信環境の維持に努めることであるとされる。通信速度は利用環境等によって異なるものであり、技術的な変化によって状況が変わることも起こりうるため、具体的な数値で水準を定めることは難しい。また、通信速度は、CATV 事業者が自社の利益を確保しつつ、他事業者との競争で差別化するために拡充していくという競争原理が働いて決められていくものであり、事業者間の競争が担保されていれば事業者が自主的に速めていくものであるほか、通信速度の水準を具体的な数値として定めることは CATV 事業者にとって参入のハードルにもなると考えられる。

そして、これらの事業を実施するために CATV 事業者が整備する設備については、CATV 事業者が自社のサービスを提供するために必要なものを通信量の実態等に合わせ選択していくものであると考えられる。

2) 今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者の要件について

結 論

今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者に対しては、現行以上のサービスが実施できること、機器の更新を行うことができること、安定的にサービスが提供できること等を要件とすべきと考えられる。

上野原市は、情報通信基盤事業の継続性と設備等の老朽化を踏まえつつ、光ファイバケーブル等の IRU 契約の主旨に鑑み、現行の事業者である UBC の方針等を確認する一方で、必要な情報収集等を行い、事業者を求める具体的な要件等を検討していくべきと考えられる。その上で、今後の長期的な IRU 契約については、必要な仕様（サービスレベル）や要件等を定めて情報通信基盤事業運営に係る企画提案の公募等を行うなど、契約プロセスの透明性、公平性や公正性を確保した方法により事業者を選定した上で進めるべきである。

委員意見

まずは、上野原市における今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者を求める要件について議論を行った。今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者に対しては、現行以上のサービスが実施できること、老朽化等が懸念される設備の更新を行うことができること等を要件とすべきと考えられる。テレビやインターネットのサービスは市民の生活を支えるインフラ（基盤）となっており、水道や電気等と同様に重要なものとなっている。そのため、これらのサービスを安定的に提供できることも重要な要件とすることが考えられる。

次に、上野原市における今後の情報通信基盤事業を担う CATV 事業者の選定方法等についても議論を行った。

現行の事業者である UBC については、事業開始当初から上野原市と IRU 契約を締結し、上野原市内で利用者向けにテレビサービス事業、インターネットサービス事業、音声告知サービス事業を安定的に実施してきており、上野原市情報通信基盤事業を支えてきた経緯は尊重されるべきである。一方で、現状の UBC の経営状況等をみたとき、早い段階に機器更新する場合、UBC は機器更新をしながら事業を継続していくことが難しい可能性もある。また、他の CATV 事業者の参入を排除するべきではなく、IRU 契約までのプロセスの透明性を確保した方法も検討する必要がある。

議論に際しては、事業者が上野原市で CATV 事業を実施する可能性があるか等を模索するため、令和 4 年 3 月に上野原市及び近隣自治体で CATV 事業を行う事業者等（8 事業者）にヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の結果では、上野原市で CATV 事業を実施することへの関心について、多くの事業者が「どちらとも言えない」や「関心がない」と回答しており、調査時点で具体的に関心を持っていたのは 2 事業者であった。また、「上野原市内の光ファイバケーブル（1 芯 3 波方式）が自社の仕様と異なる」「上野原

市で事業を行う場合には新たに上野原市にセンター設備等を整備する必要がある」「事業者が変更となる場合には加入者と新たに契約を締結し直す必要がある」などの意見があり、上野原市近隣で CATV 事業を行っていたとしても、上野原市で CATV 事業に参入するためにはハードルが高いことも確認された。

これらの状況を踏まえると、上野原市は今後 IRU 契約で光ファイバケーブル等を貸与する事業者を検討する際には、まずは RFI[※]を公開するなどして事業者から今後の CATV 事業を実施するための情報提供を受け、上野原市にとってどのような選択肢があり、それらが市民に対してどれだけメリットやデメリットがあることなのか等を整理した上で、事業者に求める具体的な要件等を検討していくべきと考えられる。なお、情報提供を求めることで、今回のヒアリングだけでは確認できなかった各事業者の業務遂行能力等についても大まかに把握することができるようになる。

情報提供を依頼する項目としては、老朽化等が懸念される設備の更新方法や提供するサービスの水準、今後の事業展開等が想定されるが、現行の事業者に対しては、IRU 契約でこれまで事業を実施してきた実績を踏まえた課題や問題点、今後の事業継続の確実性等を確認すること、新規の参入者に対しては、既存の利用者に対する円滑な切り替え方法、施設や設備等の整備方法、提供するサービス内容と価格（予定）等の提案を求めるべきである。なお、ヒアリング結果を踏まえると、必ずしも既存の 1 芯 3 波方式の光ファイバケーブルを活用することを前提とせず、幅広く提案を受け付けるべきであると考えられる。また、老朽化等が懸念される設備の更新という目先の課題だけでなく、上野原市において今後も CATV 事業を継続して実施していくためにはどうしたらいいかという長期的な観点で情報提供を求めるべきであると考えられる。

そして、今後の長期的な IRU 契約については、情報提供の結果に基づいて上野原市で仕様や要件等を定めて、情報通信基盤事業運営に係る企画提案の公募等を行うなど、契約プロセスの透明性、公平性や公正性を確保した方法により事業者を選定した上で進めるべきである。ただし、今回のヒアリング結果からも伺えたとおり、上野原市で新規に CATV 事業を行うことは容易ではない側面もあるため、RFI などによる情報提供を求めた段階で複数の事業者から情報提供がなければ、公募等によらない選定方法を検討することも考えられる。

なお、上野原市では NTT 東日本にエリア拡大を要望しているが、NTT 東日本のエリア外の地域は民間事業者が採算を確保しにくいところである。上野原市は、市内全域でインターネットサービスを行う CATV 事業者に対して、財政的な支援を実施するのが難しいことは理解するが、RFI などの情報提供や企画提案の内容によっては、何らかの支援を行うことを検討するべきであると考えられる。

※ RFI…情報提供依頼（RFI : Request For Information）は、自治体等がシステム導入業務の発注や委託等を計画する際に実現性を確認するための情報（技術、予算規模等）を事業者から得るために用いる文書（将来の調達・契約を保証するものではない）。事業者からシステム等に関連する必要な情報を提供してもらい、自治体等がシステムの構成要件や調達条件などの基礎的な情報を固めていくために利用するものである。

4 最後に

昨今のIT化やデジタル化の進展等に伴い、テレビやインターネットのサービスは市民にとって重要なインフラ（基盤）となっている。また、コロナ禍におけるビデオ通話やオンライン授業の増加、移住政策のための魅力向上など、上野原市及び市民にとって情報通信基盤の重要度は更に増してきている。

当委員会では、今後の上野原市における情報通信環境等を見据えた情報通信基盤事業について、上野原市の現状を踏まえて、現時点で上野原市及び市民にとって最も適当であると考えうる在り方を公平性・公正性を確保しながら議論した。

ただし、上野原市情報通信基盤事業の検討については、老朽化等が懸念される設備の更新を以て完結するものではなく、市民にとって最適な事業の実施に向けた検討を継続的に進めていく必要がある。また、CATV 事業に関する技術やサービス等は日進月歩で進化しており、長期的に将来を見越すことは難しい。そのため、現状の限られた資産を有効に活用しつつ、今後も技術の変化等に合わせて柔軟に対応していくことが必要となる。

中長期的には、外部の有識者や専門家等に意見を求めつつ、議会や市民の意見を取り入れるなど、上野原市が一体となって、時代に即した情報通信基盤事業の在り方について考えていくべきである。